

報道関係者 各位

令和2年12月25日
(照会先)
コンプライアンス部
コンプライアンスグループ長 岩井 清和
参事役 長田 周久
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

職員の制裁について

日本年金機構は、令和2年12月24日付で、下記職員を制裁処分といたしました。

このような事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今般の不幸事を重く受け止め、職員の規範意識の向上に努めてまいります。

事案	被処分者 ^(※1)	制裁内容	制裁事由(事案の概要)
1	久留米年金事務所 特定業務職員(50代 女性)	懲戒解雇	お客様からの依頼に応じ、年金個人情報を用いて、未支給年金 ^(※2) の請求に起因する私人間の金銭問題に関与していたもの
2	長崎北年金事務所 課長(50代 男性)	諭旨解雇	国民年金保険料の免除に係る事務処理を遅延させるとともに、お客様からの問合せに対して「免除理由該当通知書」を偽造し、対応していたもの
3	舞鶴年金事務所 室長(40代 男性)	停職1月	年金給付関係届書の処理を遅延等した他、お客様対応を適切に行っていなかったもの

※1 被処分者の所属・役職は行為時のもの

※2 年金受給権者が死亡し、未払いの年金がある場合に、死亡した年金受給権者と生計同一関係にあった遺族からの請求により支給する年金

以 上